



2022年8月31日

とうほう遺産整理業務の申込100件突破について

東邦銀行(頭取 佐藤 稔)は、2017年6月より取扱いを開始しております「**とうほう遺産整理業務**」の申込が**100件を突破**したことをお知らせいたします。

遺産整理業務は、ご相続が生じた際、**ご相続人様からの委任により、当行が「相続手続き」を代行**します。

ご相続人様を確定するための戸籍の取得、相続財産の調査、遺産分割協議書の作成、預貯金・有価証券等の解約や名義変更、不動産の相続登記等の手続きを代行しますので、**ご相続人様のご負担を軽減することができます**。

また、ご自身の相続が円滑に進むように予め財産の分け方を決める「とうほう遺言信託」により作成した公正証書遺言は600件を超えました。実際に相続が発生し、遺言書に従って相続手続きを行う遺言執行は60件を超えております。

当行は、遺産整理業務や遺言信託によって相続が発生した際の**煩雑な相続手続きのお手伝い**をしており、今後もご相続に関する相談体制やサポートの強化に努めてまいります。

■関連するSDGs



東邦銀行グループでは、『とうほうSDGs宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取組みを通して“地域社会に貢献する会社へ”を目指しています。

以 上